

# 健康診断受診後の手順

～医師からの意見聴取で健康管理レベルを上げよう～

(法：労働安全衛生法)

貨物運送事業者は、乗務員の健康と安全な運転を守らなければならない！

貨物自動車運送事業法 第17条 第2項

貨物自動車運送事業輸送安全規則 第3条 第6項 より

## 【健康診断の結果についての医師等からの意見聴取(法第66条の4)】

健康診断の結果、「医師の診断」の欄には「異常なし」、「要観察」、「要精密検査」、「要治療」等が記入されています。

異常の所見があると診断された労働者については、医師等から意見を聴きましょう。

## 【健康診断実施後の措置(法第66条の5)】※就業上の措置の決定等

○医師等からの意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を講じなければいけない。

就業区分		就業上の措置内容
区分	内容	
通常勤務	通常の勤務でよいもの	—
就業制限	勤務に制限を加える必要のあるもの	勤務による負荷を軽減するため、労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限、作業の転換、就業場所の変更、深夜業の回数の減少、昼間勤務への転換等の措置を講じる。
要休業	勤務を休む必要のあるもの	療養のため、休暇、休職等により一定期間勤務させない措置を講じる。

※そのほか、作業環境測定の実施、施設又は設備の設置、整備等を行う必要があります。

## “運転者への適切な指示を徹底しよう”

【保健指導等(法第66の7)面接指導等(法第66の8)】

○決定した就業上の措置の内容を対象労働者に指示しましょう。

○医師、保健師等による保健指導を行うよう努めましょう。

○もし、脳血管疾患及び心臓疾患の発症に関連する検査項目に異常の所見が認められ、労災による二次健康診断の給付対象となる運転者への通知、受診の勧奨、手続き等のサポートをしましょう。(※詳細リンク先→[ココ](#))

運転者自身が健康状態を意識して  
自己管理レベルを上げていくことが重要です！



### ●上記関連

「地域産業保健センター(地産保)」事業内容のご案内

<http://kokoro.mhlw.go.jp/health-center/> 「心の耳」サイト内において、事業概要が示されています。ご確認ください。秋田の連絡先はQRより→



# 健康診断に関するQ & A

～厚生労働省HPから一部抜粋～

(深掘りしたい方はQRより)

Q 1 健康診断の費用は全額会社が出していたが、健康管理は労働者本人の自覚が必要であることと、会社の経営が苦しくなってきたことから費用の半分を運転者に負担させたいと考えています。

A 1 健康診断の費用については、「法で事業者健康診断の実施義務を課している以上、当然事業者が負担するべきであること」とされています。

どんな理由があるにしても、事業者が行う健康診断に費用を運転者に負担させることはできません。

Q 2 今月（1月）定期健康診断を実施しています。先月（12月）に雇入れ時健康診断を実施した運転者に定期健康診断を受診させなければいけませんか。

A 1 定期健康診断を受診させなくても差し支えないです。雇入れ時健康診断を実施した日から1年間は、雇入れ時健康診断の際に受診した項目に相当する項目について省略可能です。

[健康診断Q & A](#)

[健康診断項目詳細](#)



+

定期健康診断を雇入れ健康診断で代用した際の注意点

**雇入れ時の健康診断は省略出来ません。**

そのため、新たに採用した方が雇入れ時の健康診断を3カ月以内に受診した定期健康診断の結果を提出した場合、この定期健康診断で省略された項目については**自社で実施する定期健康診断の際に別途受診する必要があります。**



秋田県貨物自動車運送事業適正化事業実施機関